

資料3

町民のまちづくり活動と参画・協働

(仮称)河合町協働のまちづくり推進計画

2024年(令和6年) 月

河合町/河合町まちづくり自治基本条例推進委員会

1

目次

1. 協働のまちづくり推進計画とは
2. 町民まちづくりとは
3. 参加・参画・協働
4. 河合町のすがた
5. 河合町のまちづくりの方向
6. 協働のまちづくり施策

2

2

1. 協働のまちづくり推進計画とは

- 「河合町協働のまちづくり推進計画」は、河合町のまちづくりを進めて行くにあたって、町民・まちづくり活動団体や事業者と河合町が、連携・協力し、協働して取り組む際の基本的な考え方（ルール）を示したものです。
- 協働の基礎には、自分たちのまちは、自分たちでつくっていくという姿勢が共有されていることが大切です。
- 町民と行政は、まちづくり活動・事業においては対等です。
- この計画は、町民と町政の協働により定められました。

3

3

(1) 河合町協働のまちづくり推進計画

推進計画の計画期間

- 2024年（令和6年）から2029年（令和11年）の5年間とする。
- 必要に応じて見直しを行う。河合町まちづくり自治基本条例推進委員会（「推進委員会」）において審議する。

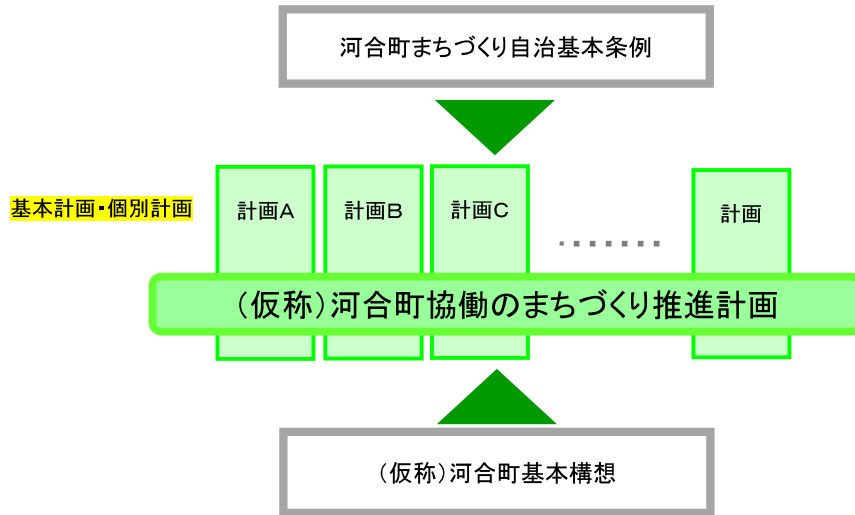
推進の体制と進行管理

- 協働は、町の全施策に横断的に関わるものであるので、各部に協働担当を設けるとともに全庁的な調整機能を司る「庁内検討委員会（仮称）」を設置する。
- 推進計画の進行管理は、推進委員会において行う。

4

4

(2) 河合町協働のまちづくり推進計画の体系イメージ

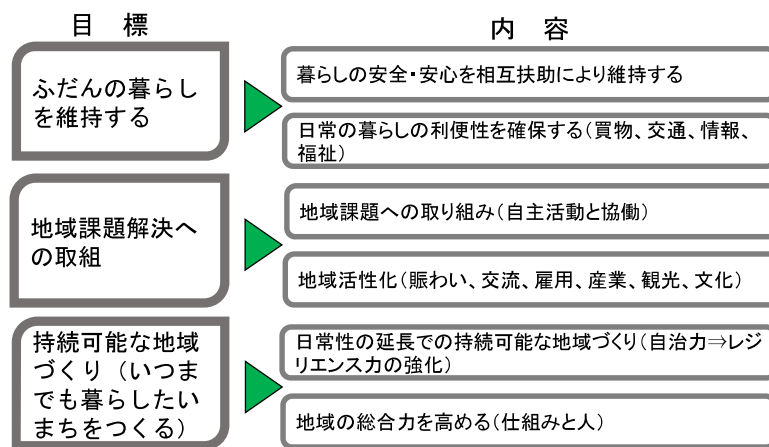


5

5

2. 町民まちづくりとは

(1) 町民まちづくりの目標とその内容



6

6

(2) 「まちづくり」を言い換えてみる

- ① 地域の将来の姿(こうありたいという形)を描くこと。
- ② 住民(市民)が、ビジョン実現あるいは地域課題解決に自ら取り組むこと。
- ③ 住みよいまち、活気のあるまち、持続可能なまちが実現しようとしていること。
- ④ その結果、地域課題に取り組み、まちを主体的に担っていこうとする人材が自然に現れること。



地域の底力を発揮する

7

7

(3) まちづくりとは

- まちづくり時代に沿った住みよく持続可能な地域社会をつくるための取り組みをいいます。

河合町まちづくり自治基本条例 第1章第2条

- まちづくりとは、一定の地域に住む人々が、自分たちの生活を支え、便利に、より人間らしく生活していくための協働の場を如何につくるかということである。

田村明『まちづくりの発想』,岩波新書,1987 より

8

8

(4) まちづくりの原則と目標

- 公共の福祉の原則
- 地域性の原則
- ボトムアップの原則
- 多主体による協働の原則
- 持続可能性、地域内循環の原則
- 環境共生の原則

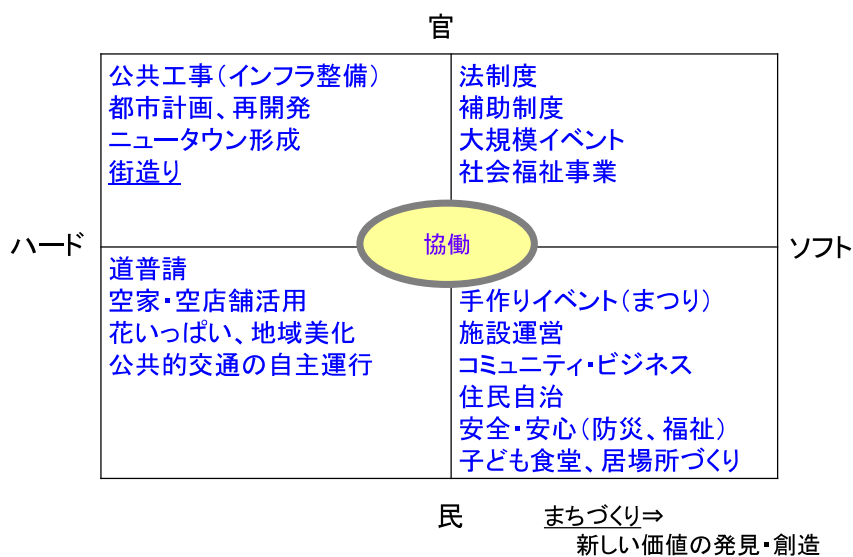
- 地域の諸活動の中心核となる「まち場」の再生
- 誰もが安心して住み続けられる持続可能な地域社会
- 歩いて日常生活をおくれる歩行圏中心のまちづくり
- 多様な生活像が共存し多文化が共生する地域社会
- 人を暖かく迎え入れ、多様な交流の機会を持つまちづくり
- 共治を基盤とする地域社会システムの構築

日本建築学会編 まちづくり教科書第1巻『まちづくりの方法』(丸善株式会社)2004 より

9

9

(5)まちづくりの領域



10

10

3. 参加・参画・協働

1. 「参加」のかたち

社会・地域への参加

- コミュニティ活動（自治会、大字、地域自治協議会等）
- 多様なまちづくり活動（清掃、美化、各種見守り、環境保全、地域活性化、町並保存等）
- ボランティア活動、NPOの活動
- コミュニティ・ビジネス、社会的企業（起業）等

行政システムへの参加

- 法定参加（選挙、直接請求（解散・解職、監査、条例の制定・改廃等）、世論形成、ロビイング、政策提案等）
- 審議会、懇話会、市民会議等
- イベント・行事、実行委員会等への参加
- 町民提案制度（パブリックコメント、政策提案）等
- 行政事業の住民団体による受託等

一部「参画」も含まれている

11

11

2. 「参画」のかたち

- 役割と責任を自覚して、社会的課題を解決するための公共的・公益的活動に主体的に加わること
- 行政活動に住民が関わるほか、民間の活動に行政が加わることも含む。
- 課題発見から、解決策立案、実行、評価、見直しまでの一連の流れ全体に関わることが望ましい。

参画：町の施策や事業等の計画、実施及び評価等のまちづくりの過程に、町民が主体的に関わることをいいます。【まちづくり自治基本条例第2条】

12

12

3. 「協働」のかたち

(1) 「協働」とは

協働:町民及び町が、それぞれの役割と責任を自覚し、互いの自主性を尊重しつつ対等な立場で連携、協力しながらまちづくりに取り組むことをいいます。【まちづくり自治基本条例第2条】

言い換えれば、

- 1) 公共的課題の解決に取り組むという目的の共有
- 2) 多様な主体が持てる力を補完し合う(連携・協力)
- 3) 単独でやるより大きな成果(1+1>2)
- 4) 各主体の関係は「対等」

により、地域の公共的な課題解決に取り組むこと。

(2) 期待できる効果

町民にとって	活動団体にとって (自治協議会、自治会、 NPO・町民団体、事業者)	行政にとって	共 通
・きめ細かな公共サービス ・地域力向上 ・自分達で決め、実行する住民自治の実現 ・人間関係の広がり・深まり	・新たな公共の担い手として成長 ・地域や社会からの信頼 ・事業化の可能性(コミュニティビジネス) ・事業者の社会貢献	・縦割りの弊害などの改善 ・コスト削減 ・新たな課題に挑戦する余力が生まれる ・対話能力の向上、信頼関係の構築	・異なる相手との対話 ・相互に変革、成長 ・社会に関心を持つ人の増加

(3) 協働の領域(主体間関係)



- ① 町民が主体的に活動を行う領域
- ② 町民が主となり、行政が支援する領域
- ③ 町民と行政が対等な立場でともに責任を持って連携する領域
- ④ 行政が主となり、町民が支援する領域
- ⑤ 行政が主体的に活動を行う領域

活動例

地区の行事	見守り活動 子ども食堂 居場所づくり 地域の清掃	町民まつり 街灯設置 実行委員会	町民活動補助 全町清掃	許認可 課税
-------	-----------------------------------	------------------------	----------------	-----------

15

15

(4) 協働の種類(手法)

協働の手法	内 容
共催、後援	共催は、市民と行政が協力しながら一緒に事業を行うもの。後援は、間接的な支援。
政策立案	市民の多様なアイデア、意見、発想を、政策、事業に反映する。
実行委員会	さまざまな主体が共同主催者として共に責任を負って事業を行う。企画段階からの協働が可能。
補助・助成	公共的事業を行う民間団体に資金的な支援を行うことで公益を実現する。
施設等の提供	地域活動団体、町民公益活動団体等に公共施設の一部(余裕教室等)を提供する。
委託・指定管理者制度	行政が行うべき事業を民間の専門性、効率性を活かせるように委託する。
アドプト制度	市民が公共施設(河川や道路等)の里親となり、管理を担い、行政は物品の支給などを行う。奈良県内では、奈良市、桜井市など多数の事例がある。

16

16

(5) 協働の原則（ルール）

① 目的共有の原則	何のために協働するのか、事業の目標と成果のものさしを事前に確認し合い、共有し、協力関係を構築することが大切である。また、社会に対して協働事業の意義を説明し理解を求める必要がある。
② 対等の原則	協働事業の参加者は、互いに対等なパートナーとして敬意を持ち合い、取組みを進めることが大切である対等な関係から、アイデアやスキルの提供が促進され、自発性に基づく元気が生まれる。
③ 自主・自立の原則	協働事業の参加者は、それぞれが自立・自律を旨とし、過度に依存し合うことなく事業を展開することが大切である。初期には行政が支援をすることも必要だが、自立をめざしていく必要がある。
④ 相互理解の原則	協働事業への参加者は、行政と市民セクター、企業・事業者といった異なる立場が連携することが大切である。お互いの立場や特性の違いを理解し合った上で、役割を果たしていくことが重要である。
⑤ 公開・透明性の原則	協働事業の実施にあたっては、目的、プロセス、成果、経費等について透明性を確保し、情報公開が大切である。また、広く市民・町民に事業に参加してもらえるように、開かれた運営を行う必要がある。
⑥ 評価・見直し・期間限定の原則	協働事業の途中や終了時に、プロセスや成果について評価・検証を行い、事業や参加者同士の関係性をのステージを高めていく必要がある。当初の成果が出たら、事業は速やかに終える必要がある。
⑦ 相互変革の原則	協働は、複数かつ異質な主体が参加します。事業のプロセスの中で、相手に合わせたり、よい考え方・進め方があれば学びあったり、共に柔軟に対応していく（変わっていく）必要がある。

注：各地の事例から集約した。

17

17

(6) 協働に適した事業の例①

- 多くの市民の参加が必要なもの
市民がスタッフ、ボランティアとして参加できる
市民のネットワークやアイデアが活かせる
例) イベント、講演会、啓発事業
- 地域と密接な連携が必要なもの
地域課題を解決する取り組み、地域の実情に合わせる必要がある
例) 防犯パトロール、防災訓練、ごみ減量化、施設管理運営
- 各主体が当事者性を発揮することが必要なもの
市民自らが受益者の立場にもなり得るような当事者性が発揮できるもの
例) 住民、市民目線での行政サービスのモニタリング、共同編集など

18

18

協働に適した事業の例②

- きめ細やかな対応が必要なもの
- 柔軟な対応が求められるものに対応することで、満足度の高いサービスを提供できるもの

例) 子育て支援事業、高齢者支援事業、障害者支援事業
多文化共生事業、音訳・点訳など

- 特定分野における専門性や希少性が必要なもの
- 特定の分野の専門性やネットワークを活かして取り組むことが有効なもの(事業者に委託するほうが効率的なものを除く)

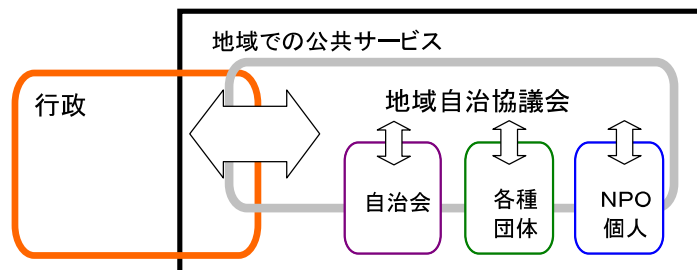
例) 健康づくり事業、芸術文化に関する事業、生涯学習に関する事業など

19

19

(7) 地域協働

地域の課題を解決するための方策やこれまで主に行政が行っていた公益・公共サービスを、地域を代表する地域自治協議会(まちづくり協議会)と行政が相談して役割分担を決めて、地域が中心となって実行していくという取り組みを朝来市では「地域協働」と呼んでいます。



朝来市地域協働の指針(2008)より

20

20

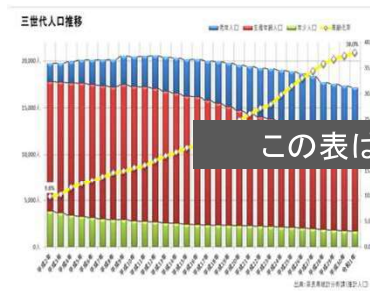
4. 河合町のすがた

1. 河合町の今とこれから

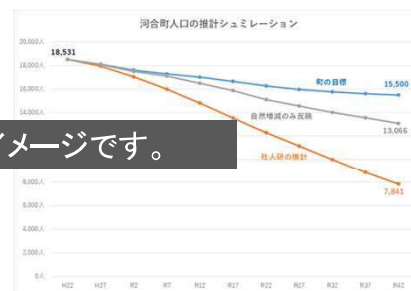
(1) 人口と高齢化率の推移

- 今後も少子高齢化、人口減少の傾向。
- 自治体内地域格差の拡大と地区再活性化の要請。

これまでの河合町の人口推移



今後の河合町の人口推移と人口目標



この表はイメージです。

21

21

(2) 地区別人口の推移

地区別人口の推移
グラフ追加予定です。

22

22

(3) 地区別高齢化率の推移

地区別高齢化率の推移
グラフ追加予定です。

23

23

2. 河合町のまちづくり活動

○自主的なまちづくり活動

- ・
- ・
- ・
- ・

「河合町の参画と協働の取り組み事例」や
町民ワークショップの内容等からわかりや
すい事例を追加する予定です。

○協働のまちづくり活動

- ・二十歳のつどい開催(協働のパートナー：二十歳のつどい実行委員会)
- ・障害福祉計画策定委員会(協働のパートナー：町民(公募、団体推薦))
- ・カフェ豆山の運営(協働のパートナー：町民)
- ・立哨、児童見守り(協働のパートナー：大字・自治会、PTA、学校)
- ・総合防災訓練(協働のパートナー：大字・自治会 消防団 自主防災組織等)
- ・かわいクリーンデー(協働のパートナー：大字・自治会)

.....

24

24

5. 河合町のまちづくりの方向

課題を超えて

- 人口が減少し、高齢化する中で、多世代、多層な住民の交流が求められる。また、大字ごとに状況は異なるが、その違いを活かすまちづくりが必要。
- 住民間のコミュニケーションを再活性化するための地域内交流人口の増加をはかる。
- 気軽に自由な交流の機会、場をつくる。
- 地域のことをもっと知り、感じる、学ぶ機会を設ける。
- 自治会、大字の参加者や担い手が不足している状況を逆手にとった対応策を志向する。
- 地域課題(問題)への対応力の不足(課題発見、取り組みの意欲・能力)を補う新たな仕組みを構築する。

25

25

- 住民の意識をもりたてるために、官民で情報の公開・発信・収集・共有の仕組みをつくる。
- 若い人の声、女性の声、個人を大切にする地域文化を構築する。
- 多様な地域主体との連携・ネットワークを形成し、まちづくり活動を立体的に組み合わせる。
- 社会の姿や暮らし方が大きく変わるのに対応して、行政はもちろん地域社会も自主的・主体的に変わっていく、変えていく。
- お互いを尊重しあう気風が、まちづくり活動への参加を促進する。

26

26

6. 協働のまちづくり施策の展開

1. 協働のまちづくり施策の基本方針

(1) 条例をみんなのものにしよう	○条例の周知広報 ○条例の理念・原則を共有する ○条例の活用-条例を使いこなす
(2) まちづくり活動を活性化しよう	○活動が生まれやすい環境をつくる ○町民のまちづくり活動を支援するしくみをつくる ○町民公益活動を支援する
(3) 協働を推進しよう	○参加・参画の促進 ○公共課題解決のために協働による取組を進める ○参加・参画・協働に対応した行政に変わる
(4) 地域協働に取り組もう	○まちづくり協議会の形成をめざして ○基礎的コミュニティ(自治会、大字)の活性化 ○地域の活動拠点の整備 ○まちづくり協議会の形成をめざして ○基礎的コミュニティ(自治会、大字)の活性化 ○地域の活動拠点の整備

27

27

2. 基本方針と具体的施策

(1) 条例をみんなのものにしよう

○条例の周知広報

- ・条例を学ぶ機会を設ける
- ・条例を学ぶツールを用意する

○条例の理念・原則を共有する

- ・まちづくりの中で常に条例の4つの理念、6つの基本原則を確認する
- ・官民を問わず、まちづくり活動・事業の中に条例の理念・原則を貫く

○条例の活用-条例を使いこなす

- ・(町は)まちづくりの各場面で条例が活用できることを示す
- ・まちづくり主体は、

この内容は例示です。
推進委員会、町民WSなどで意見をいただき、修正する予定です。

28

28

(2) まちづくり活動を活性化しよう

この内容は例示です。

○活動が生まれやすい環境をつくる

- ・多様なつながりを生み出そう、つながった仲間と動きだそう
- ・まちづくり活動についての情報提供や相談体制をつくる
- ・町民、地域、行政は、課題解決に取り組む活動を応援する
- ・初動期の活動に寄り添い支援する(アドバイス、情報支援等)

○町民のまちづくり活動を支援するしくみをつくる

- ・行政施策、事業の協働化を検討する場(プラットフォーム)をつくる
- ・協働にふさわしい施策・事業を洗い出し、情報共有する

○町民公益活動を支援する

- ・町民公益活動を支援する中間支援組織をつくる
- ・町民公益活動を支援するための公募型資金を構築する
- ・町民公益活動を担う人材を発掘し、育てる

29

29

(3) 協働を推進しよう

この内容は例示です。

○参加・参画の促進

- ・町民(団体)が参加・参画しやすい環境をつくる
- ・あらゆる行政分野での参加・参画を図る

○公共課題解決のために協働による取組を進める

- ・多様な主体の連携を促進するための交流の場をつくる
- ・行政施策、事業の協働化を検討する場(プラットフォーム)をつくる【再掲】
- ・町は、行政との協働の仕組みを整備する
- ・協働のまちづくり活動を支援する中間支援組織をつくる【再掲】

○参加・参画・協働に対応した行政に変わる

- ・行政施策を貫く柱に「参加・参画・協働」を置く
- ・行政職員の参加・参画・協働に関する理解を深める

30

30

協働を推進するための方策(例)

この内容は例示です。

- 情報提供、情報発信の支援
- 定期的な会合(ラウンドテーブル)開催、ネットワーク促進
- 研修機会の提供、アドバイザー派遣
- 活動場所の提供又は斡旋(市民活動センター、インキュベーションオフィス、市施設の優先利用)
- 補助金・助成金／つなぎ融資
- 提案公募型事業(市民団体発／行政発)の制度化
- 総合的な窓口の設置、協働担当職員を各部に置く
- 活動推進に向けた委員会の設置、指針や計画の策定

31

31

(4) 地域協働に取り組もう

この内容は例示です。

○まちづくり協議会の形成をめざして

- まちづくり協議会の意義に関する情報提供、啓発、意識醸成
- まちづくり協議会設立の設立へ向けた支援
- まちづくり協議会による地域の公益活動への支援

○基礎的コミュニティ(自治会、大字)の活性化

- 基礎的コミュニティの役割の確認、啓発
- 基礎的コミュニティへの支援

○地域の活動拠点の整備

- 町民によるまちづくり活動の拠点の整備
- 誰もが集える場(居場所)づくり

○地域協働の推進

- まちづくり協議会、基礎的コミュニティとの協働の推進
- 行政サービスの地域への委託

32

32

地域協働のパターン

地域公共課題への 自主的取り組み

- ・ 安心・安全への取り組み等
- ・ 協働による地域づくり(ビジョン実現)

行政サービスの 受託

- ・ 行政サービス等の受託
- ・ 公共施設の指定管理

地域主体のコミュ ニティ・ビジネス等

- ・ 自主財源の確保(経済的な持続可能性の追求)
- ・ 地域内外経済循環(物販、サービス提供)

33

33

資料編

- 河合町まちづくり自治基本条例
- 河合町まちづくり自治基本条例推進委員会(経緯と名簿)

34

34

